様式第1号

敦賀市愛発公民館使用申込書

年　　月　　日

敦賀市教育委員会　　殿

（〒　　－　　）

住　所

申請者　団体名　　TEL

代表者名

責任者名　　TEL

次のとおり敦賀市愛発公民館を使用したいので許可されるよう申請します。

使　用　目　的					
使　用　日　時	年　月　日（　）　時　分 ～　時　分 日（　）　時　分 ～　時　分 日（　）　時　分 ～　時　分 日（　）　時　分 ～　時　分 日（　）　時　分 ～　時　分				
	【開始時間】　時　分 ～				
使　用　室　名	ホール・調理室・研修室（　）・会議室（　） 和室（　）・その他の室（　）・体育館				
使　用　備　品　名 （使用希望品に○印を付けて下さい）	拡声装置、テープレコーダー、マイクロホン、 レコードプレーヤー、ワイヤレスマイク、ピアノ、ガスコンロ その他（　）				
入　場　予　定　人　数	人				
受　付　印			決　定　区　分		
			許　可　、　不　許　可		
摘　要	入場料、会費等の徴収	有・無	使　用　料	円	
			徴収番号	番	

裏面をよく読んでからご記入下さい。

太枠内は公民館の記入欄のため、記入不要です。

申込方法および注意事項

1　受付は使用される日の前6ヶ月から前7日までの間に行います。ただし、引続き5日間を超えて使用することはできません。窓口での受付時間は9：00～17：00です。（休館日は受付いたしません。）また、インターネットでの受付は24時間可能で、前6ヶ月の日の9：00から申込可能です。（休館日も受付可能です。）間違いを防ぐため電話、郵便、口頭等での申込みは、受付いたしません。

2　次の場合は使用許可されません。

(1)　専ら営利を目的とすると認めたとき。

(2)　特定の宗教に利用されると認めたとき。

(3)　特定の政治団体に利用されると認めたとき。

(4)　公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

(5)　施設､附属設備および器具等を損壊または滅失するおそれがあると認めたとき。

(6)　管理上支障があると認めたとき。

(7)　その他教育委員会が不適当と認めたとき。

3　使用料は、許可書交付後、直ちに納付いただき、原則として還付いたしません。

4　使用のとき、光熱費等の実費を徴収することがあります。

5　使用時間には、準備や後始末に要する時間も含んでいるので注意してください。

6　使用にあたって特別な設備、器具を設置し、または施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けて下さい。

7　施設、附属設備、器具等を損壊又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従って下さい。その際、市長の定める額を賠償しなければなりません。

8　許可を受けた目的以外に公民館を使用し、その権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。